

## 令和4年度 富山県美術館 博物館実習実施要項

1. 実施期間 令和4年8月の連続する5日（大学の規定で5日以上必要の場合は対応可）  
日程は受講決定者に別途連絡
2. 時間 原則として9時30分から17時まで（12時から13時は休憩時間）
3. 定員 5名程度
4. 内容 美術館概要説明、資料整理、美術資料取扱い、教育普及事業補助 等
5. 受講資格
  - (1) 次の各号すべてに該当する者
    - a. 博物館法施行規則第一条に定める修得すべき博物館に関する科目（博物館実習を除く）のすべての単位を実習実施年度末までに取得又は取得見込である
    - b. 美術、デザインについての基礎知識があり、大学等において美術に関連する科目を履修している
    - c. 美術館学芸員に就くことを希望する
    - d. 大学卒業者（令和5年度卒業見込みの者までを含む）、又は同等の資格を有する
    - e. 富山県在住又は出身
  - (2) その他館長が特に認めた者
6. 受入の手順
  - (1) 実習希望者本人が美術館に別紙「必要書類の提出について」をもとに美術館が所定する書類（1）履歴書、（2）実習希望レポートを令和4年3月末日までに、美術館に郵送または持参する。
  - (2) 希望者多数の場合は書類選考を行うなど、館内で受入れの可否を協議し、結果（内諾）を令和4年4月末を目途に個別に連絡する。
  - (3) 大学からの依頼文書の受理をもって正式な受付とする。大学の博物館実習担当部局が、内諾を受けた学生の履歴書（写真貼付）を添付し、文書で館長宛に申し込むものとする。受付締め切りは5月末日（必着）とする。
7. その他
  - (1) 実習受講は無料とし、実習生および所属大学からの実習謝礼は受領しない。
  - (2) 実習中の事故等について、当館は一切の責任を負わないものとする。（大学の責任において実習期間中は対物・対人保険に加入のこと。）
  - (3) 実習生への連絡は、原則として大学等を通じて行う。
  - (4) 実習の日時・期間や内容等は、美術館運営の都合等により実習期間内においても変更する場合がある。
  - (5) 新型コロナウイルス感染症等の対策にかかる留意事項については、当館の指示に従うものとする。都合によりオンラインでの実習になった場合でも、大学側が実習単位として認めること。
  - (6) 受講のテキストは当館図録・館概要『TAD 富山県美術館』とし、予め各自準備（購入）すること。
8. 連絡先 富山県美術館 学芸課 博物館実習係  
〒930-0806富山市木場町3-20 TEL 076-431-2711/FAX076-431-2715